

平成28年度第2回大分県福祉のまちづくり推進協議会 次第

日時 平成29年2月27日（月）

場所 市町村会館61会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議事

(1) 平成28年度上半期「大分県福祉のまちづくり条例」新築等
届出状況等について

(2) 平成28年度実施事業ならびに平成29年度実施予定事業の紹介について

4 その他

5 閉 会

(1)平成28年度上半期「大分県福祉のまちづくり条例」新築等届出状況等について

① 新築等届出・適合状況（28年度上期）

用途	届出件数	うち	うち	うち	全部適合 の割合	適用除外 の割合	不適合 の割合
		全部適合	適用除外	不適合			
1 学校等	2	2			100.0%	0.0%	0.0%
2 病院、診療所	13	5	6	2	38.5%	46.2%	15.4%
3 老人保健施設	0						
4 劇場等	0						
5 集会場等	0						
6 展示場	0						
7 物販	4	3	1		75.0%	25.0%	0.0%
8 ホテル等	0						
9 事務所(23除く)	0						
10 共同住宅等	1	1			100.0%	0.0%	0.0%
11 老人福祉施設等	36	20	16		55.6%	44.4%	0.0%
12 体育館等	2	2			100.0%	0.0%	0.0%
13 博物館等	0						
14 公衆浴場	0						
15 飲食店	0						
16 サービス業	0						
17 学習塾等	0						
18 工場	3	1	2		33.3%	66.7%	0.0%
19 停車場等	0						
20 自動車車庫	0						
21 公衆便所	0						
22 火葬場	0						
23 官公庁舎	1	1			100.0%	0.0%	0.0%
24 複合用途建築物	0						
計	62	35	25	2	56.5%	40.3%	3.2%

② 基礎的基準の適用除外・不適合項目の状況

項目	基準	適用除外	不適合
1 移動等円滑化経路	段を設けない	2	
2 出入口	幅は、内のり80cmとすること	1	
	戸は車いす使用者が容易に開閉できる構造、前後に高低差なし	6	
3 廊下等	表面は、滑りにくい素材を使い、段差を示すための点状ブロック等を敷設	7	
	幅は、内のり120cmとすること	2	
	5.0m以内に車いすが回転できる空間を確保	1	
	戸を設ける場合は、車いす使用者が容易に開閉できるものとする	1	
	エレベーター等昇降機の出入り口を水平	1	
	移動等円滑化経路を構成する傾斜路に手すり設置等	6	
4 階段	踊り場以外に手すり設置	1	
	路面の端部とその周辺の色は明確化すること	1	
	踊り場に点状ブロック等を敷設	6	
	階段幅120cm以上	3	
6 エレベーター	内のり150cm以上	1	
8 便所	車いす使用者用便室内に十分な空間の確保や手すり設置等	4	
	ベビーチェア、ベビーバット等を設置	3	
	1以上の小便器に手すりを設置	7	
	1以上の腰掛便座を設置	1	
	1以上の洗面器の周囲に手すりを設置	8	
	水洗器具の操作が容易	4	
10 敷地内通路	段がある部分に手すり設置等	6	
	車いすの使用者が容易に通過できる構造	1	
	戸を設ける場合は車いす使用者が容易に移動できること	1	
	高さが75cmを超えるものには、75cmおきに150cm以上の踊り場設置	1	
11 駐車場	車いす使用者用駐車施設を1以上設置等		2
12 標識	エレベーター、車いす使用者用駐車施設及び便所を示す表示設置	2	
13 案内設備	案内板や施設の状況を視聴覚障害者に示す設備の設置	3	
14 案内設備までの経路	案内設備等までの経路に点状ブロック等を敷設	1	2
21 授乳室及びおむつ交換場所	2,000㎡以上の建物の出入り口に設置	1	

※番号は基礎的基準の項目番号

③ 不適合項目の事例

建築物の用途	面積(㎡)	不適合項目	項目数
病院又は診療所	134.28	⑪身体障害者用駐車場未設置	2(1)
		⑭案内設備(受付)までに点状ブロック無し	2(1)

④ 無届施設

該当施設無し

(2) H28実施事業ならびにH29年度実施予定事業について

背景

- ・全国障がい者芸術・文化祭 (H30) や、ラグビーW杯(H31)に向けてUDの民間事業者の理解と促進。
- ・「障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律」(H28.4.1施行) や、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」(H28.4.1施行)の制定→**これまで以上の県民へのPRを。**
- ・ニーズのあるものは引き続き実施 (あったか・はーと、UD出前授業)



概要

①UDの普及・啓発

- ・昨年度に引き続き「UD出前授業」の実施。主に小中学生が対象。H28年度は61校、3,460人に実施 (別紙参照) 「気づき」についての講義と、実際にUD文房具に触れることで関心を持ってもらう。
- ・「UD体験空間」のイベント出展。今年度は試験的に1イベントに参加。

②ハート関係事業

- ・新たに「まちづくり条例適合証」を刷新。見栄えの良いものに。交付の要件としていた「申請」と「実地検査」を省略。適合証の普及を推進する。
- ・引き続き、「あったか・はーと駐車場」利用証制度の実施。



期待される効果

＜「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の民間事業者部分のカバー＞

- ・適合所の積極配布により、民間事業者へのインセンティブに

＜子どもから大人まで、幅広い年代の県民へUDの周知＞

- ・UD出前授業の実施とUD体験空間のイベント出展で幅広い年代をカバー。

＜あったか・はーと駐車場の適正利用促進＞

- ・これまで以上に歩行困難な方が優先してとめられるようマナーアップ。

すべての県民へ「福祉のまちづくり」の意識を醸成

①UDの普及・啓発について

・UDの認知度は27年度で48.3%と低い。(地域福祉基本計画の目標認知率は76.6%)

→認知度向上のため、幅広い年代へ周知が必要。

＜実施内容＞

児童・学生向け施策・・・引き続き**UD出前授業**を実施。若い世代への周知をはかる。
 一般県民向け施策・・・**イベントにUD体験空間を出展**を実施。イベント参加者に少しでも興味を持ってもらう。

これまでの取組

児童向け施策

＜UD出前授業の実施(継続)＞
 ・スライドを使った説明と、外部講師（大分県盲導犬協会や、大分県障がい者スポーツ指導者協議会など）による講義・実演、UD文具に直接触れる時間等により構成。一回の授業で約90分（小学校の授業で2コマ）使用。



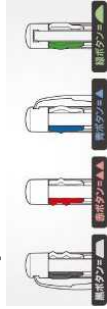
今後の取組

＜UD体験空間の設置＞

UDの文具や共遊玩具を設置し、県民に直接触れてもらうブースを民間施設や、公的施設に設置。現在13箇所設置中。(大分空港、大分銀行等)



Reporter (トンボ鉛筆)



色ごとにノックボタンの形状を変えており、ブラインドノックを可能としている。

大回転オセロ



各面の手触りが違い、黒・白の間違いがない。

一般県民向け施策

＜イベントへの参加＞

各種イベントにUD体験空間を出展。イベント参加者にUDの周知。

試行的実施結果

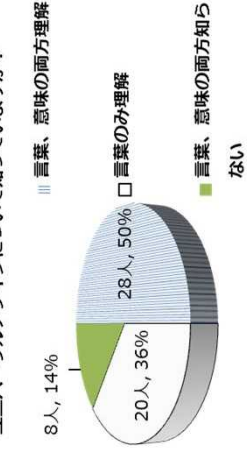
＜概要＞

イベント名：元気発信！おんせん県おいた物産・観光フェア
 日 時：平成28年11月19日(土) 9:30～15:30
 11月20日(日) 9:30～15:30
 場 所：佐伯小学校前(西日本B-1グランプリin佐伯 お祭り広場会場となり)

＜内容＞

・上記イベントに2日間出展し、簡単なクイズとアンケートを実施。
 ・また、来場者に「こころのユニバーサルデザイン」についてのリーフレットを配布。

ユニバーサルデザインについて知っていますか？



＜設置状況の課題＞

・設置スペースの確保が困難といった理由などから、UD体験空間の設置箇所が増えていない(H28年度は2件のみ)

②ハード関係の事業について

概要

・まちづくり条例適合証の配布方針を変更。申請及び実地検査が無ければ配布しなかったが今後は**基準適合者全員に配布し、適合証の配布数を拡大。もらいやすい環境を整備。**また適合証を新たに作り直し、見栄えの良いものへ。
 ・昨年度に引き続きニーズの多い「大分あったか・はーと駐車場制度」を実施。昨年以上の周知・徹底を行う。

今後の方針

適合証配布の流れ

<問題点>
 適合証配布の前に実地検査。事業者と県と合同で行うため、事業者にとって負担に

<改善点>
 ①適合証の配布を希望制から全員に配布へ
 ②実地検査をなくし、事業者の負担軽減

今までの交付の流れ



今後の流れ



適合証の刷新

<今までの適合証>

- ・厚紙1枚による簡易的なもので、見栄えが良くない
- ・適合証の配布が少なく、周知率が低い

<新しい適合証>

- ・素材をアルミ製にし、見栄えを良くする
- ・玄関先に飾ってもらえるものにする
- ・ことで周知効果アップ。



※福岡市まちづくり条例適合証

あったか・はーと駐車場制度

<利用証の継続発行>

ニーズの多い利用証の発行を引き続き実施。

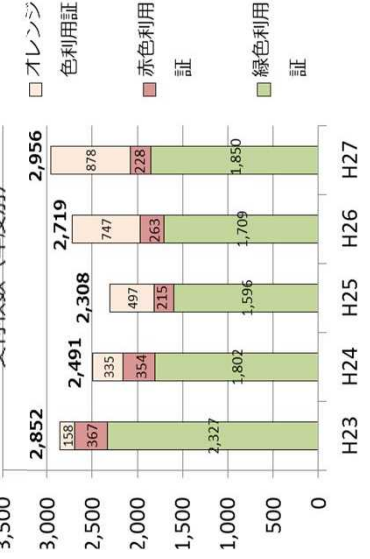
<県民へのPR>

今年度はマナー違反に関する県民のご意見が多かった。その都度ホームページやチラシを作成することで周知を行ってきたが、今後も継続して行い県民へ周知・徹底を行う。

<路面表示の更新>

平成23年12月に制度を開始してから5年が経過。開始当初からの協力施設の中には路面表示がはがれているものもあり、可能な限り更新を行う。

(枚) あったか・はーと駐車場利用証 交付枚数(年度別)



共生のまち整備事業について

H29.2.27

1. 目的

高齢者、障がい者、児童などすべての県民が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を実現するため、社会活動への参加を妨げる行動面での障壁を取り除くことを目的に、県が設置または管理する既存の公共施設のバリアフリー化を推進する。

3. 平成28年度 事業内容及び事業費

全体事業費 C=80,000千円

①歩道等改良 C=61,962千円

・県庁連絡通路階段移設(大分市)、視覚障害者用誘導ブロック補修(宇佐市) 等

②県有施設改修 C=9,038千円

・浴室身障者用リフト設置工事(九重青少年の家)、
身障者用駐車場屋根増設(こころとからだの相談支援センター) 等

③交通環境整備 C=9,000千円

・視覚障害者用音響装置(8箇所)

・H28施工例

改修前



改修後



国道502号(豊後大野市)の歩道改良工事。歩道内の植樹柵を撤去することにより幅員1.5mを2.0mに拡幅。

改修前



改修後



国道212号(日田市)の視覚障害者用誘導ブロック補修工事